

平成 23 年 2 月 22 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号  
東京ビルディング 20 階  
産業ファンド投資法人  
代表者名 執行役員 倉都康行  
(コード番号 3249)

資産運用会社名  
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社  
代表取締役社長 久我卓也  
問合せ先 インダストリアル本部長 西川嘉人  
TEL. 03-5293-7091

(訂正) 規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、平成 23 年 2 月 2 日付け「規約変更及び役員選任に関するお知らせ」に添付しました  
「【別紙】第 3 回投資主総会招集ご通知」の一部内容について、下記の通り訂正いたします。

記

訂正の内容

【別紙】第 3 回投資主総会招集ご通知

訂正箇所 : 6 ページ目 第 1 号議案 規約一部変更の件 2. 変更の内容 第 18 条  
訂正箇所は、背景を灰色としています。

(訂正前)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第 18 条 (資産評価の方法及び基準)</p> <p>本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類ごとに定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (記載省略)</p> <p>(3) 不動産等匿名組合出資持分 匿名組合の資産である不動産等については、前 2 号に従って評価し、また、匿名組合の資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って評価した後に、これらの資産合計額から匿名組合の負債合計額を控除して計算した匿名組合の純資産額の本投資法人の出資持分に相当する金額をもって、匿名組合出資持分を評価する。</p> <p>(4)～(7) (記載省略)</p>	<p>第 18 条 (資産評価の方法及び基準)</p> <p>本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類ごとに定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 不動産等匿名組合出資持分 匿名組合の資産である不動産、<u>不動産の賃借権及び地上権</u>については、前 2 号に従って評価し、また、匿名組合の資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って評価した後に、これらの資産合計額から匿名組合の負債合計額を控除して計算した匿名組合の純資産額の本投資法人の出資持分に相当する金額をもって、匿名組合出資持分を評価する。</p> <p>(4)～(7) (現行どおり)</p>

(訂正後)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第 18 条 (資産評価の方法及び基準)</p> <p>本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類ごとに定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (記載省略)</p> <p>(3) 不動産等匿名組合出資持分 匿名組合の資産である不動産等については、前 2 号に従って評価し、また、匿名組合の資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って評価した後に、これらの資産合計額から匿名組合の負債合計額を控除して計算した匿名組合の純資産額の本投資法人の出資持分に相当する金額をもって、匿名組合出資持分を評価する。</p> <p>(4)～(8) (記載省略)</p>	<p>第 18 条 (資産評価の方法及び基準)</p> <p>本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類ごとに定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 不動産等匿名組合出資持分 匿名組合の資産である不動産、<u>不動産の賃借権及び地上権</u>については、前 2 号に従って評価し、また、匿名組合の資産である金融資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って評価した後に、これらの資産合計額から匿名組合の負債合計額を控除して計算した匿名組合の純資産額の本投資法人の出資持分に相当する金額をもって、匿名組合出資持分を評価する。</p> <p>(4)～(8) (現行どおり)</p>

以 上

\* 本投資法人のホームページ : <http://www.iif-reit.com/>